

令和8年第1回山北町議会定例会の経過 (3月10日)

- 議 長 皆さん、おはようございます。
- ただいまから本日の会議を開きます。 (午前9時00分)
- 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
- 日程第1、報告第1号 専決処分の承認について。
- 令和7年度山北町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。
- 提案者の説明を求めます。
- 町長。
- 町 長 報告第1号 専決処分の承認について。
- 令和7年度山北町一般会計補正予算(第6号)について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。
- 令和8年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。
- 提案理由でございますが、2月8日執行の衆議院議員選挙に対応するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。
- 1ページおめくりください。
- 専決処分書。
- 令和7年度山北町一般会計補正予算(第6号)について。
- 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。
- 令和8年1月19日。山北町長、湯川裕司。
- 2ページをお開きください。
- 令和7年度山北町一般会計補正予算(第6号)。
- 令和7年度山北町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ997万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億4,541万3,000円とする。
- 2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
- 詳細については、担当課のほうから説明いたします。

財 務 課 長

それでは、令和7年度山北町一般会計補正予算（第6号）を御説明させていただきます。

この補正予算は、2月8日執行の衆議院議員選挙に係る経費を専決処分したものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、17款県支出金。補正額997万8,000円を増額し、歳出につきましては、2款総務費を歳入と同額で補正するものでございます。

続きまして、事項別に御説明申し上げます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。17款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金。補正額997万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。歳出につきましては、2款総務費、4項選挙費、6目衆議院議員選挙費。997万8,000円の補正でございます。

7ページの説明欄でございますが、主なものを御説明させていただきます。まず報酬につきましては、開票の立会人、開票管理者、選挙管理委員会の委員報酬、投票管理者報酬と投票立会人報酬は、投票所の14か所と期日前投票11日間分の報酬でございます。

続きまして、報償費の中の謝礼金・謝礼品につきましては、投票所やポスターの掲示場所の謝礼関係の経費でございます。

続きまして、需用費の中の消耗品費でございますが、こちらはポスターの掲示板や啓発物品等の消耗品費でございます。

続きまして、役務費の中の通信運搬費につきましては、入場券の郵送料等でございます。

続きまして、委託料につきましてはそれぞれ記載の業務を委託にて執行したものでございます。

使用料及び賃借料の中の投票所等借上料につきましては、投票所9か所分でございます。

続きまして、施設借上料につきましては、個人演説会を実施する場合の施

設の借上料となっております。

次の会計年度任用職員経費は、期日前投票の職員の経費でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。1の特別職につきましては、管理者や立会人の報酬となっております。

次の2、一般職につきましては、(1)総括の中の給与費の中の報酬につきましては、65万4,000円。こちらは、会計年度任用職員分。それから職員手当の489万1,000円は、選挙関係に従事した職員の時間外勤務に対する手当でございます。そのほかは、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、報告第1号について質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。  
質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、報告第1号を採決いたします。  
原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、報告第1号は原案どおり承認されました。  
日程第2、議案第16号 令和7年度山北町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。  
提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第16号 令和7年度山北町一般会計補正予算(第7号)。  
令和7年度山北町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。  
歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,721万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億2,262万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補

正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

繰越明許費。

第3条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

令和8年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、予算を補正する必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財務課長 それでは、議案第16号 令和7年度山北町一般会計補正予算（第7号）について、御説明申し上げます。

今回の3月補正につきましては、歳入歳出ともに各種の事業費がおおむね確定してきたということで、それらに伴う歳入歳出の補正が主なものでございます。

なお、令和8年度で予定されていた歳出のうち、早期対応が可能と判断されるものにつきましては前倒しをいたしまして、今回の補正予算に計上させていただいております。

それでは、2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、1款町税から23款町債まで、合計3億7,721万2,000円の増額補正でございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款議会費から6ページ、7ページをお願いいたします。13款予備費まで、歳入と同額の増額補正でございます。

続きまして、下段の第2表、地方債補正でございます。

7ページ側の補正後を御覧ください。

総務債につきましては、デジタル活用推進事業債のうちホームページのバージョンアップに充当するもの。土木債につきましては、原耕地14号線の国

の交付金の追加割当てに対応するための増額。消防債は、デジタル活用推進事業債のうちIP無線に充当するもの。教育債は、小・中学校体育館の空調整備等に対応するための増額でございます。

8ページをお願いいたします。

第3表繰越明許費でございます。

2款総務費、1項総務管理費。行政ホームページ推進事業は、デジタル活用推進事業債の該当となったことから繰り越すものでございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費。戸籍住民基本台帳等管理事業は、国の補正予算により繰り越すものでございます。

3款民生費、2項児童福祉費。物価高対応子育て応援手当支給事業は、手当の支給が年度をまたぐための繰越しでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費。野生動物等保護管理事業は、熊の対応経費につきまして、国の補正予算により繰り越すものでございます。

6款商工費、1項商工費。観光マスタープラン策定事業は、策定事務を次年度で引き続き実施するため繰り越すものでございます。同じく、商品券特別会計繰り出し事業は、プレミアム商品券事業が年度をまたぐための繰越しでございます。

7款土木費、1項土木管理費。新東名対策事業は、新東名事業の工事の進捗に合わせて翌年度に繰り越すものでございます。

7款土木費、2項道路橋梁費。道路新設改良事業につきましては、国の補正予算による繰越しでございます。

8款消防費、1項消防費。防災設備等維持管理事業は、デジタル活用推進事業債の該当となったことから繰り越すものでございます。

9款教育費、2項川村小学校費の学校施設長寿命化事業と学校施設維持管理運営事業。また、3項山北中学校費の学校施設維持管理運営事業は、それぞれ国の補正予算による繰越しでございます。

続きまして、事項別に御説明申し上げます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

1款町税、1項町民税、2目法人につきましては、企業の業績が好調であることから1,500万円を増額するものでございます。

2項固定資産税、1目固定資産税につきましては、納税義務者の増や設備投資の増などにより1,000万円を増額するものでございます。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税は、普通交付税の再算定により1億3,410万5,000円を増額でございます。

15款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料は、40万9,000円の減額で、谷峨の町営駐車場について使用台数の見込みによる減でございます。

5目土木使用料は、337万5,000円の減額で、入退去などによる住宅使用料の減でございます。

2項手数料、2目衛生手数料は、139万3,000円の減額でございます。し尿処理手数料は、新東名工事の進捗により減少傾向でございます。

3目農林水産業手数料は44万6,000円を増額で、実技研修が好調のため入猟承認手数料が増となっております。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、1,505万6,000円を増額でございます。

1節障害者福祉費負担金は、それぞれサービス利用者の増減や過年度の精算などによるものでございます。

2節児童福祉費負担金は693万3,000円の減額で、児童手当負担金の確定によるものが主なものでございます。

3節保険基盤安定負担金は202万2,000円を増額で、見込みによるものでございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は415万3,000円の減額です。

2節障害者福祉費補助金は、障害者自立支援地域生活支援事業に係る給付の増によるものでございます。

3節子ども・子育て支援交付金は、確定による減額でございます。

2目衛生費国庫補助金は、56万5,000円の減額でございます。説明欄の妊婦のための支援給付交付金につきましては、30人分を23人分に減額するものでございます。

3目土木費国庫補助金は543万円の減額で、住宅関連事業の確定によるものでございます。

4目教育費国庫補助金は、8,840万4,000円の増額です。

1節小・中学校費補助金のうち、僻地児童生徒援助費はスクールバスの追加分でございます。

3節学校施設環境改善交付金は、川村小学校の長寿命化事業について物価高に対応するため追加交付されるものでございます。

8節空調設備臨時特例交付金は、川村小学校と山北中学校の体育館の空調整備に対する2分の1の補助でございます。

6目社会資本整備総合交付金は、82万5,000円の減額です。ハード分は国の補正予算によるもの。ソフト分は国の予算調整による減額でございます。

7目総務費国庫補助金は、796万1,000円の減額です。

1節戸籍住民基本台帳費補助金は、戸籍に旧氏を記載するための10分の10補助。

4節デジタル基盤改革支援補助金は、システム標準化の確定による減。

5節デジタル田園都市国家構想交付金は、キャッシュレスレジの確定による減。

6節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、高齢者施設支援への充当分です。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、1,016万円の増額でございます。

1節保険基盤安定負担金、3節障害者福祉費負担金、4節児童福祉費負担金は、それぞれ見込みによる増減でございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

2項県補助金、1目総務費県補助金は145万4,000円の減額です。

2節水源環境保全・再生市町村補助金は、事業費の確定によるものでございます。

2目民生費県補助金は、151万2,000円の減額です。

3節障害者福祉費補助金は、事業費の見込みによるものでございます。

4節児童福祉費補助金は、独り親家庭等医療費助成の見込みによる増。

5節子ども・子育て支援交付金は、確定による減でございます。

3目衛生費県補助金は91万2,000円の増額で、3節環境衛生費補助金は熊の

対応分でございます。

6目消防費県補助金は49万7,000円の減額で、地震防災関連整備事業の確定による減額でございます。

3項委託金、1目総務費委託金334万9,000円の減額は、国勢調査や参議院議員選挙費委託金の確定によるものでございます。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金607万5,000円の増額は、説明欄記載の各基金等の利息の確定見込みによるものでございます。

2項財産売払い収入、1目不動産売払い収入は、84万2,000円で用途廃止した土地の払下げでございます。

2目車両売払い収入は565万円で、それぞれパッカー車とマイクロバスの売払いによるものでございます。

19款寄附金、1項寄附金につきましては17ページ、18ページをお願いいたします。

3目教育費寄附金は105万円の増額で、1節教育総務費寄附金は教育振興のため、2節社会教育費寄附金は社会教育のためそれぞれ寄附をいただいたものでございます。

6目総務費寄附金は100万円の増額で、企業版ふるさと納税で1件の寄附をいただいたものでございます。

22款諸収入、4項雑入、1目雑入は43万5,000円の増額です。

2節給食費収入は、教諭等の給食費の見込みによるものでございます。

5節雑入は、それぞれ確定見込みにより64万3,000円を増額するものでございます。

23款町債、1項町債、3目土木債は230万円の増額です。国の補正予算により追加配分されました社会資本整備総合交付金の充当残を起債で賄うものでございます。

5目教育債につきましても、国の補正予算による小・中学校体育館の空調整備などの国庫補助の充当残に起債を充当するものでございます。

6目一般単独事業債は、デジタル活用推進事業債でございまして、ホームページシステムのバージョンアップやIP無線機の経費に充当いたします。

19ページ、20ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費は51万1,000円の減額で、執行残によるものでございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、20万1,000円の減額でございます。会計年度任用職員経費、職員福利厚生事業につきましては執行残です。一般経費の三保地域振興会助成金は、基金利息の増によりまして助成金も増額するもの。神奈川県市町村専門職員派遣負担金は、派遣職員の人件費確定による増。防犯関係事業の消耗品費は、防犯指導隊の安全確保のためハンドライトを購入するもの。光熱水費は、防犯灯の電気代高騰対応分。修繕費は防犯灯の劣化対応でございます。

2 目文書広報費124万円の減額は、執行残でございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

4 目会計管理費201万6,000円の減額は、執行残でございます。

5 目財産管理費は、1 億1,463万9,000円の増額でございます。このうち、基金管理事業の簡易水道事業整備基金積立金につきましては、今後の簡易水道設備の更新に備えた積立て。また、減債基金積立金は、普通交付税の増額分を今後の起債の償還の財源としてあらかじめ積み立てておくよう国から指導があったものでございます。

7 目企画費は、20万4,000円の減額でございます。生活交通対策事業の町内循環バス運行事業者負担金につきましては、車両更新に向けた準備経費でございます。その他は執行残となります。

23ページ、24ページをお願いいたします。

8 目支所費は、23万3,000円の増額でございます。清水支所経費はエレベーターのバッテリー交換等を行うもの。三保支所経費は、LEDへの切替えを前倒しして実施するものでございます。

9 目調整連絡費は、110万円の減額で執行残でございます。

10 目交通安全対策費は、32万5,000円の増額です。消耗品費として、交通指導隊の雨具、ドライブレコーダーは指導隊車の安全対策として購入するものでございます。

12 目電算管理費は、1,364万8,000円の増額でございます。

25ページ、26ページをお願いいたします。

説明欄の行政ホームページ推進事業につきましては、町のホームページシステムのバージョンアップについてデジタル活用推進事業債の該当となったことから、ここで委託費を計上させていただくものでございます。

総合行政ネットワーク整備事業は、執行残でございます。町村情報システム共同運営事業のうち、神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金につきましては、確定による増額でございます。

14目水源環境保全・再生市町村補助金事業費は133万7,000円の減額で、事業費の確定見込みによる減額でございます。

15目定住総合対策事業費は179万9,000円の減額でございます。このうち、住まいづくり応援事業助成金のうち、空き家活用助成金は1件追加となりましたことから増額で、そのほかは執行残の減額でございます。

2項徴税费、1目税務総務費82万1,000円の減額は、執行残でございます。

3項戸籍住民基本台帳費につきましては、27ページ、28ページをお願いいたします。

1目戸籍住民基本台帳費は、182万4,000円の減額です。説明欄の委託料の下から二つ目、戸籍附票システム改修業務委託料は、附票に旧氏を記載するための委託料で、そのほかは執行残でございます。

4項選挙費、5目参議院議員選挙費は65万8,000円の減額で、執行残でございます。

5項統計調査費、2目指定統計費につきましても、261万8,000円の減額で執行残でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、4万4,000円の増額でございます。

29ページ、30ページをお願いいたします。

説明欄の民生児童委員活動事業は、対面による研修が増えてきていることから旅費を増額するものでございます。

4目老人福祉費は、91万6,000円の増額でございます。敬老事業につきましては、執行残。高齢者いきいきセンター管理事業の需用費は、消火器代や消防設備の修繕、工事請負費は消防の指摘事項に対応するためのものでござい

ます。

神奈川県後期高齢者医療運営事業は、見込みによる減。介護サービス事業者支援事業は、国の交付金を活用した物価高に対応するための支援金でございいます。

5目障害者福祉費は3,808万円の増額でございいます。このうち、一般経費は物価高に対応するため障害者施設への支援金でございいます。障害者自立支援給付事業につきましては、給付の増と過年度分の精算によりまして、3,767万3,000円を増額するものでございいます。地域生活支援事業は、地域活動を支援するためのセンターを広域で運営していくための負担金でございいます。

6目国民健康保険事業特別会計繰出金は、3,041万8,000円を増額でございいます。このうち、事務費はシステム標準化の確定に伴う増。保険基盤安定繰出金は見込みによる増でございいます。

31ページ、32ページをお願いいたします。

説明欄の保険財政安定化繰出金は、見込みによる減額。その他繰出金は、県からの借入れに対して今後の償還に備えるための繰出しでございいます。

7目介護保険事業特別会計繰出金は、699万8,000円を増額で、確定見込みによりそれぞれの繰出金を増減するものでございいます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましては、30万3,000円の減でございいます。独り親家庭等医療費助成事業は、医療費の増額見込みによる増。一般経費は、前年度精算分の増。紙おむつ支給事業は執行残でございいます。

2目児童措置費は、1,022万7,000円の減。児童手当の執行残でございいます。

3目保育園費は、214万6,000円の減。給食材料費につきましては、執行残でございいます。

33ページ、34ページをお願いいたします。

説明欄の備品購入費は、劣化したフロアマットの更新経費でございいます。保育園維持管理事業につきましては執行残。保育所児童入所事業は、人件費の増に対応するもの。会計年度任用職員経費は、執行残でございいます。

4目児童福祉施設費は、16万5,000円を増でございいます。山北児童館のシーソーの修繕費を計上してございいます。

5目認定こども園費は、25万5,000円を増額でございいます。認定こども園運

営事業の給食材料費は執行残。備品購入費は、ワイヤレスアンプや冷蔵・冷凍庫等の更新経費でございます。認定こども園維持管理事業の消耗品費は、駐車場の整地用の砂代。燃料費は給湯管の漏水による増額。修繕費は、配膳台のキャスター修繕。工事請負費は扇風機の交換工事でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、112万1,000円の増額でございます。

母子保健事業につきましては、35ページ、36ページをお願いいたします。

需用費は、健診の案内や受診券の増刷。妊婦のための支援給付交付金は執行残。国庫支出金返納金は、前年度分の精算でございます。

健康福祉センター管理事業の修繕費は、薬注ポンプの修繕。被服費は警備員の制服代。委託料は執行残。下水道使用料は見込みによる増。森林ふれあい健康セラピー運営事業の修繕は、案内板の修繕でございます。

3目環境衛生費は、64万6,000円の増額でございます。地球温暖化防止対策推進事業は執行残。野生動物等保護管理事業は、国の補正予算により熊よけのスプレーやセンサーカメラを購入するための経費でございます。

2項清掃費、2目塵芥処理費は、456万7,000円の減額でございます。こちらは執行残でございます。

37ページ、38ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は、29万6,000円の増額でございます。山北町農業活性化推進事業は、清水ふれあいセンターの蒸し器の修繕。鳥獣害対策事業は、捕獲頭数の増による駆除助成金の増額でございます。

5目農地費は、149万1,000円の増額でございます。農地防災事業は執行残。農道用水維持管理事業は、烏山作業道の支障木伐採等でございます。

2項林業費、2目林業振興費は9万8,000円の増額で、林業促進事業のうち林道維持管理工事につきましては、箒沢林道の洗掘防止工事。負担金補助及び交付金の間伐材搬出奨励金は搬出量の増。そのほかは執行残でございます。

3目猟区管理費は2万円の増額でございます。

39ページ、40ページをお願いいたします。

猟区管理事業につきましては、執行残の減額と入猟承認料の増額分について

て、規定により猟区管理委託料を増額するものでございます。

6 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費は 8 万 5,000 円の増額で、広域で運営しております消費生活相談室の運営負担金を、人件費の上昇に伴い増額するものでございます。

2 目商工業振興費は、92 万 5,000 円の減額で執行残でございます。

3 目観光費は、14 万 8,000 円の増額です。観光施設維持管理事業は、尾崎駐車場トイレの洋式化の経費でございます。

7 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費は、513 万 2,000 円の減額でございます。町道等維持管理事業の委託料は執行残。機器購入費は、路面清掃に必要な機器を購入するものでございます。新東名対策事業につきましては、執行残でございます。

2 項道路橋梁費、1 目道路維持費は 298 万 1,000 円の増額でございます。

41 ページ、42 ページをお願いいたします。

説明欄の町道等維持補修事業の工事請負費は桜まつり前に田屋敷地区などの道路補修等を行うもの。負担金補助及び交付金は、執行残でございます。

2 目道路新設改良費は、490 万 8,000 円の増額でございます。

国の補正予算により、原耕地 14 号線の工事費を増額するものでございます。

3 項河川費、1 目河川維持費は 120 万 7,000 円の増額でございます。町内一円、河川維持管理工事は孫子沢の支障木伐採経費でございます。

2 目丹沢湖砂利浚渫費は、12 万 1,000 円の減額でございます。こちらは執行残でございます。

5 項都市計画費、2 目都市公園費は 120 万 8,000 円の増額でございます。都市公園等維持管理事業の修繕費は、ぐみの木近隣公園のバックネットの修繕。委託料は執行残。都市公園整備工事は岸児童公園の遊具撤去等でございます。

6 項住宅費、1 目住宅管理費は 205 万円の減額でございます。いずれも執行残でございます。

43 ページ、44 ページをお願いいたします。

8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費は 220 万円の減額で、負担金の確定によるものでございます。

2 目非常備消防費は 341 万 5,000 円の減額で、執行残でございます。

3目消防施設費は、40万7,000円の増額でございます。防火水槽の蓋の修繕を実施するものでございます。

5目防災対策費は、722万7,000円の増額でございます。

防災設備等維持管理事業の需用費委託料は執行残。備品購入費のうちIP無線機の購入費は、デジタル活用推進事業債の対象となったことから、46台を繰越しにて一括購入するものでございます。自主防災対策事業は執行残でございます。

45ページ、46ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、299万4,000円の減額でございます。給食事業児童生徒援助事業は見込みによる減。教育支援センター運営事業の備品購入費は、パソコンの更新経費でございます。スクールバス運行事業は、運行回数の増。会計年度任用職員経費は執行残でございます。

3目奨学補助費は18万円の減額で、執行残でございます。

2項川村小学校費、1目学校管理費は9,602万6,000円の増でございます。

学校施設維持管理運営事業の光熱水費は電気代の高騰による増。修繕費は遊具の修繕でございます。

47ページ、48ページをお願いいたします。

説明欄の電話料につきましては、光回線の増設による増。工事請負費の体育館空調機器整備工事は、ガス空調機を国の2分の1補助を活用しまして、繰越しにて整備するものでございます。備品購入費は、寄附を財源にスマートディスプレイを購入するものでございます。学校施設長寿命化事業の委託料は執行残。工事請負費は物価高騰分を増額するものでございます。

3目給食費は、45万1,000円の増額でございます。冷蔵庫等の修繕を行うものでございます。

3項山北中学校費、1目学校管理費は8,551万3,000円の増額でございます。学校施設維持管理運営事業の修繕費は、消火栓ホース等消防からの指摘に対応するもの。電話料は光回線の増設。校庭等整備委託料は、枯れ木の伐採。体育館空調機器整備工事は、小学校と同様繰越しにて実施をいたします。管理備品購入費は、寄附を財源に本棚等を購入するものでございます。

2目教育振興費は、15万円の減額で、執行残でございます。

3目給食費は、60万7,000円の増額でございます。消耗品費は劣化した食器の更新。修繕費は配膳台のキャスターの修繕でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費は、126万7,000円の減額でございます。

49ページ、50ページをお願いいたします。

幼稚園運営事業の備品購入費は、冷蔵庫の購入費。会計年度任用職員経費は、執行残でございます。5項社会教育費、1目社会教育総務費は、32万2,000円の減額で執行残。

3目青少年育成費は、79万9,000円の減額でこちらも執行残でございます。

4目生涯学習センター費は、14万7,000円の増額でございます。生涯学習センター活動推進事業は執行残。生涯学習センター維持管理事業の修繕費は、誘導灯など消防の指摘事項の対応経費でございまして、そのほかは執行残でございます。図書室運営事業の消耗品費は、図書利用カードの更新経費。図書購入費は寄附によるものでございます。

51ページ、52ページをお願いいたします。

6項保健体育費、2目体育施設費、411万1,000円の減額でございます。こちらは執行残でございます。

13款予備費につきましては、2,353万4,000円を増額するものでございます。

53ページ、54ページの給与費明細書につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第16号について質疑に入ります。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

5番、石田照子議員。

5番石田 5番、石田でございます。

38ページの上段、ごみ統一袋が200万ほど減額になっておりますけれども、これはリサイクルの分別がしっかりできるようになったかどうか。減額理由というのは何か分析されているのでしょうか。

議長 環境課長。

環境課長 ごみ袋でございますけれども、こちらは入札の執行残でございます。今年、昨年度とは違う業者が取っていると。これだけの金額が下がっているという

ことで、ちょっと確認をしてみましたところ、従来ですと生産国が中国だったものが本年度につきましてはベトナムということで、その分が多分価格的には抑えられているものというふうに推察しているところでございます。

議 長 石田照子議員。

5 番 石 田 それでは、リサイクルが皆さん熱心にやられているというのが原因ではないということですね。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 全体的に、ごみ自体の量が令和4年以降徐々に徐々に減っていきまして、今現在ですと令和6年度の数値しかございませんけども、4年と比較しますと200トンほど年間ごみの量が減っているというような状況がございます。リサイクルについても数字的には人口減ではありますけれども、回収量は横ばいというようなどころでございますので、引き続きこういったところを周知しながらごみの減量に努めていければというふうに考えております。

議 長 ほかにございますか。

7 番、富田陽子議員。

7 番 富 田 42ページの都市公園費について伺います。

工事請負費で遊具の撤去とありましたが、詳細な説明をお願いします。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 遊具の撤去ということでございますが、三つございます。

一つ目が、岸児童公園のロケットの複合遊具、こちらにございます。こちらは点検したところ、D判定というかなり重要な部材が異常があって、大規模な修繕または更新が必要というような判定を受けたため、撤去するものでございます。現在は使用禁止とさせていただいております。

二つ目が、ぐみの木近隣公園にございます登り棒の撤去になります。こちらは、全体的に腐食があると。直接落下した場合に大きな事故になりかねないということで、今回児童の安全を最優先に考えて撤去するものでございます。こちらについても、現在使用禁止とさせていただいております。

続いて三つ目が、チェーンクライムというチェーンの大分高さのある遊具なんですけれども、こちらも高さが児童用の基準ですと、今現行だと3メートルの基準というのがございます、今のものですと3.46メートルほどござ

います。ですので、基準を満たしていないというようなことで、こちらについても使用禁止ということで、この三つの遊具を撤去するものでございます。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 撤去の理由等は分かったんですけども、撤去した後、今後岸の児童公園ですとかぐみの木の遊具は新しくなるのか。それともどういう計画がされているのか伺います。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 公園の遊具が、老朽化に伴ってぐみの木公園については四つほどなくなるような話で、岸児童公園についても一つなくなるというようなことで、公園管理者としてはこちらについては喫緊の課題であるというふうに認識はしてございます。

ただ、公園の整備に当たっては、まず現在今緑の基本計画という計画がございまして、まずこちらの改定を行った上で、その後に国の交付金を活用して公園の再整備の計画の策定をつくった上で、再整備に取り組んでいきたいというふうに思っています。

なので、少し時間はかかってしまうことにはなりますが、まずしっかりとした計画を策定した上で、計画的に再整備を行っていきたいというふうに今の現時点では考えております。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 計画策定の上ということですけども、きちんと町民の声を聞いてこんな遊具があるといいとか、遊具がないほうがいいという町民の方もいらっしゃいますし、様々な御意見あると思うので、計画を立てる際には町民の声を聞いた上での作成をお願いしたいと思います。

議 長 ほかに質疑のある方。

5 番、石田照子議員。

5 番 石 田 5 番、石田でございます。

同じページの42ページの上段のほうなんですけれども、道路新設改良費ということで、昨日も原耕地町道14号線の視察をさせていただきましたが、令和7年度の14号線の工事は、山側に1本道路を引くというような御説明を受けておりましたけれども、490万の補正が出たということで工事の内容が変わ

るのかなと思うんですけども、詳細についてちょっと御説明いただきたい  
と思います。

議 長 都市整備課長。

都市整備課長 原耕地14号線の関係ですけれども、昨日現地調査ですね。現地のほう見て  
いただきましたが、一応490万というのが、なかなか原耕地14号線が国の内示  
率がかかなり悪いというようなことで、実際今年の内示としては要望に対して  
16%ぐらいしか要望ついていないということで、何とか事業推進を図るため  
に繰越しで行っておるような状況でございます。

490万の内訳ですけれども、基本的には県から山北町さんに配分されるとい  
う国費が、230万ほどということができるといようなお話をいただきました  
ので、基本的には満額この補助金を手を挙げて執行するというものでござい  
ます。

基本的には、令和7年度の補正と令和8年度の当初予算を合わせた中で執  
行残をやるということで、原耕地14号線は、雨水を排水するための水路があ  
りまして、これがかかなり経費がかかってしまうような状況でして、490万です  
けれどもそこまで延長は、実際延長としては5メートル分ぐらいの工事分し  
か見れないような形にはなります。

議 長 石田照子議員。

5 番 石 田 そうしますと、当初令和7年度、山側に1本道路を伸ばすという計画自体  
はそんなに大きく変わらないということによろしいのでしょうか。

都市整備課長 基本的に変わりはございません。基本的に原耕地側、西側のほうに道路を  
整備していくという計画でございます。

議 長 ほかに質疑のある方。

7 番、富田陽子議員。

7 番 富 田 7 番、富田です。

48ページの学校管理費の中の体育館空調機器整備について伺います。

山中也川村小学校も、早急に体育館の空調機器を整備対応いただいて本当  
に感謝いたしたいと思います。

今回の工事のスケジュールというのはどのようになっているのでしょうか。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 スケジュールについてなのですが、この予算が可決した後、早急に契約の準備を進めまして、それに基づきましたスケジュールを組んでいきたいと思っています。

こちらの希望としましては、児童生徒に一番影響がない長期休みの夏休みに設置できればいいんですが、ただ空調施設につきましては施設自体が、機械自体がどのくらいあるとかそういった関係もありますので、夏休みを目指しますが、条件によってはもう少し後の設置になるかと思っています。

議 長 ほかにございますか。

2 番、池谷仁宏議員。

2 番 池 谷 2 番、池谷です。

48ページと50ページになるんですけども、学校管理費の中で修繕費が、消火ホースが消防からの指摘があったという40万3,000円ですね。それと50ページのほう、生涯学習センター維持管理事業で誘導灯。これも消防からの指摘があったというお話がありました。詳しくその辺を御説明いただければと思います。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 学校の消防機器につきましては、毎年度1回点検を行っております。その結果に基づきまして、今回修繕のほうの費用を補正予算で上げさせていただいております。

まず、中学校の修繕につきましては、火災報知機に修繕が必要ということで行います。あと、消火栓のホース。こちらも交換時期というような指摘を受けましたので、交換を予定しております。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 生涯学習センターにおけます修繕費192万2,000円の内訳でございますが、三つほどございます。こちらは消防からのというところではございませんで、消防設備点検、それから施設設備点検、この2者から指摘があったものでございます。

その3点でございますが、屋内消火栓の修繕、そして自家発電装置始動用蓄電池の交換、そして避難口階段通路誘導灯の修繕。その3点でございます。

議 長 ほかにございますか。

5番、石田照子議員。

5番 石田 48ページの中頃の学校管理費なんですけれども、備品購入費で寄附によってスマートディスプレイを購入という御説明いただきましたけれども、どのような問題でどのような使い方をするのか。詳細を御説明いただけますでしょうか。

議長 長 こども教育課長。

こども教育課長 こちらにつきましては、寄附を財源としております。教育振興のためということで100万円の寄附をいただきまして、それをどういった活用するかというところを小学校・中学校に相談をさせていただきました。

まず、小学校につきましてはスマートディスプレイを2台導入を予定しております。スマートディスプレイ、あれですね。電子黒板の購入を予定しております。現在、小学校につきましては電子黒板15台ございまして、ただ普通教室につきましては今13クラスありますので、普通教室には全て電子黒板は設置しているんですが、特別教室、あと会議室につきましてはまだ足りないというような状況でしたので、2台分ここで購入をさせていただくということでございます。

議長 長 ほかにございますでしょうか。

6番、大野徹也議員。

6番 大野 先ほど、学校の体育館空調設備工事の関係に戻ってしまって恐縮なんですけど、こちらのほうは文科省の交付金を活用するという事業になりまして、こちらのほうは多分条件が何かあるのではないかなと思うんですけど、その辺のことにつきましてちょっとお伺いしたいと思います。

議長 長 こども教育課長。

こども教育課長 空調設備の関係なんですけど、こちらにつきましては国が令和15年までの臨時的補助事業として、令和6年12月に創設しました空調設備整備臨時特例交付金を活用いたします。

この交付金を活用するに当たりましては、断熱工事も同時に行わなくてはいけないというような決まりがありました。町としましても、断熱の内容等について検討も行いながら設置について準備を進めていたんですが、なかなか同時に行うとなりますとちょっと二の足を踏んでしまうような自治体もあ

るところで、実は昨年、令和7年にこの辺の要件が少し緩和されました。断熱につきましては令和15年までに行えばいいというような要件になりました。

町としましては、まずは児童生徒の安全・安心ですね。これをまず確保する必要があるだろうということで、まず空調設備のほうを先行して整備した上で、令和15年度までに断熱の対策を行っていききたいというふうに考えております。

議 長 大野徹也議員。

6 番 大 野 ありがとうございます。

その交付金は、断熱に関しても補助があるというふうなことの解釈でよろしいかと思うんですけども、それはそれとして資金手当はそのような形になるかと思うんですが、先ほどちょっと夏休みを利用してというふうなお話でございましたので、また断熱設備の関係で、新たにまた休み期間中というふうな形を取るというふうな形で進めていくということでしょうか。

令和8年の夏休み中に工事をやった後に、例えば令和9年に休み期間中を使って断熱のほうを工事して、さらに暖房、冷房ですか。その辺の環境を整えるというふうな解釈でよろしいでしょうか。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 まず、断熱に対する補助金に対応するかというような話なんですけど、この交付金につきましては令和15年までの期限が決められた交付金になりますので、令和15年までに断熱を行えば補助金の対象となります。

次に断熱の工事なんですけど、まず8年度につきましては空調の設備を設置いたします。それ以降断熱の工事を行っていくんですけど、こちらの時期につきましてはなるべく早い時期に行っていきたいと考えております。断熱の対策につきましては、燃料コストの削減にも効果がありますので、早急に検討して対策のほうを行っていきたいと思っております。

工事の時期なんですけど、やはり小・中学校の児童生徒になるべく影響がない時期を選んで設置のほうを行っていきたいと思っております。

議 長 4番、高橋純子議員。

4 番 高 橋 4番、高橋です。

ページ46ページのスクールバス運行事業で、経費がアップしたというお話だったんですけれども、もう少し詳細をお聞かせ願います。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 スクールバスにつきましては、小学校・中学校で運行しております。今回補正で増額を計上させていただきましたが、中学校のスクールバスの関係になります。当初、契約したときより部活動の送り迎えの回数が多くなったりとかそういった関係がございまして、この額80万8,000円を増額させていただきたいというふうに考えております。

議 長 高橋純子議員。

4 番 高 橋 現状の対応に合わせていただいているということですが、部活動ということは土日もこの対応になっているという理解でよろしいのでしょうか。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 休日の部活動の送迎につきましても、スクールバスの運行をしてございます。

議 長 ほかにございますか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第16号を採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第17号 令和7年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第17号 令和7年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)。

令和7年度山北町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,779万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,841万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、予算を補正する必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

それでは、議案第17号 令和7年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

初めに、今回の補正の概要ですが、保険給付費の減に伴う県支出金の減及び一般会計からの繰入れを行い、基金への積立てを行うものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、3款県支出金及び4款繰入金について、合わせて2,779万9,000円の減額を行うものでございます。

歳出につきましては、2款保険給付費から8款基金積立金まで、合わせて歳入と同額の減額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

4ページ、5ページをお開きください。

歳入につきましては、3款1項1目の保険給付費等交付金につきましては、歳出の保険給付費の減額に伴い、5,821万7,000円を減額するものでございます。

4款1項1目の一般会計繰入金につきましては、3節保険基盤安定繰入金 保険税軽減分繰入金から、5節財政安定化支援事業繰入金は、いずれも額の確定によるものでそれぞれ増額・減額をするものでございます。

6節その他繰入金につきましては、2,300万円を一般会計から繰り入れて、歳出で基金に積み立てるものでございます。

令和5年度に2,000万円、6年度に5,000万円を県より借入れ、令和8年度における償還額が約2,330万円となりますが、令和8年度の国保税改定のみで償還財源を確保するには、令和7年度に引き続いた大きな改定となるため国保会計で賄うという原則を踏まえ、被保険者への負担も求めつつ、しかし過度な負担とはならないよう一般会計からの繰入れを行うものでございます。繰り入れる2,300万円はそのまま今年度基金に積立て、令和8年度の償還時の財源とするものでございます。

7節事務費繰入金につきましては、国保システムに係る事務費を2万6,000円増額するものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

続きまして、歳出につきましては、2款1項1目の一般被保険者療養給付費につきましては、これまでの支払い実績から5,821万7,000円を減額するものでございます。

4款2項1目の保健事業費につきましては、糖尿病性腎症重症化予防事業の委託料161万5,000円を全額減額するものでございます。委託から町の直営に切り替えたことによるものでございます。

7款1項1目の予備費につきましては、歳入歳出調整により903万3,000円を増額するものでございます。

8款1項1目の財政調整基金積立金につきましては、一般会計から繰り入れた2,300万円を、令和8年度の償還の財源にすべく基金に積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第17号について質疑に入ります。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第17号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

- 議 長 挙手全員。よって、議案第17号は原案どおり可決されました。
- 日程第4、議案第18号 令和7年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。
- 提案者の説明を求めます。
- 町長。
- 町 長 議案第18号 令和7年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)。
- 令和7年度山北町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。
- 歳入歳出予算の補正。
- 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ475万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,157万7,000円とする。
- 2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
- 令和8年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。
- 提案理由でございますが、予算を補正する必要性が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものです。
- 詳細については、担当課のほうから説明いたします。
- 議 長 保険健康課長。
- 保 険 健 康 課 長 続きまして、議案第18号 令和7年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、御説明申し上げます。
- 今回の補正予算の概要でございますが、歳入の保険料の増額に伴う広域連合への納付金の増額が主なものになります。
- 9ページ、10ページをお開きください。
- 第1表、歳入歳出予算補正でございます。
- 歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料及び3款繰入金につきまして、合わせて475万1,000円の増額を行うものでございます。
- 歳出につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金及び4款予備費につきまして、併せて歳入と同額の増額を行うものでございます。
- 詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

11ページ、12ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目の後期高齢者医療保険料につきましては、1節の現年度分は被保険者数の増により670万円を増額するもの。

2節の滞納繰越分は、収納実績より10万円を増額するものでございます。

3款1項2目の保険基盤安定繰入金につきましては、額の確定に伴い204万9,000円を減額するものでございます。

続いて歳出でございますが、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料収入の増額分と保険基盤安定制度拠出金の確定などにより、704万9,000円を増額するものでございます。

4款1項1目の予備費につきましては、歳入歳出調整につき229万8,000円を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第18号について質疑に入ります。  
それでは、質疑のある方はどうぞ。  
質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第18号を採決いたします。  
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第18号は原案どおり可決されました。  
ここで、暫時休憩をいたします。

再開は10時35分といたします。(午前10時19分)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。(午前10時35分)

日程第5、議案第19号 令和7年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第19号 令和7年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)。  
令和7年度山北町の介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定

めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,411万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,509万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、予算を補正する必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長  
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第19号 令和7年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、御説明申し上げます。

初めに補正の概要ですが、歳入の主なものは介護保険料の減額と、国・県・町等の負担割合に応じた増額・減額となります。

歳出の主なものは、保険給付費の増額となります。

14ページ、15ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入は、1款保険料から8款繰入金まで3,411万8,000円を増額するものでございます。

歳出は、1款総務費から5款基金繰入金まで、歳入と同額を増額するものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

18ページ、19ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目の第1号被保険者保険料につきましては、1節の現年度分について月次賦課の調定額の見込みにより100万円を減額するものでございます。

4款1項1目の介護給付費交付金につきましては、保険給付費の社会保険診療報酬支払基金の負担分について、変更申請に伴い312万4,000円を増額するものでございます。

2目地域支援事業交付金につきましても、変更交付申請に伴い34万7,000円を増額するものでございます。

5款1項1目の介護給付費負担金につきましては、保険給付費の国の負担分について、交付決定に伴い934万円を増額するものです。

2項1目調整交付金につきましても、国の負担分について変更交付申請に伴い財政調整交付金は2,010万1,000円を、総合事業調整交付金は66万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。

3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましても、変更交付申請に伴い527万1,000円を減額するものでございます。

4目事業費補助金は、システム改修に係る国庫補助2分の1で58万4,000円の増額でございます。

6款1項1目の介護給付費負担金につきましては、保険給付費に対する県の負担分で418万1,000円の増額でございます。

2項2目地域支援事業費交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、変更交付申請に伴い263万6,000円を減額するものでございます。

8款1項1目の一般会計繰入金は、1節介護給付費繰入金、2節地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の介護予防・日常生活支援総合事業の町の負担分で、それぞれ927万9,000円、12万8,000円の増額でございます。

20ページ、21ページをお開きください。

3節地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）につきましても、地域支援事業の包括的支援事業・任意事業分の町の負担分で258万9,000円の減額でございます。

6節事務費繰入金は、歳出の事務費に係る分として18万円を増額するものでございます。

2項1目の介護給付費基金繰入金につきましては、歳出の保険給付費の増額分等に充当するため、3,922万1,000円を取り崩して繰り入れるものでございます。

22ページ、23ページをお開きください。

続いて、歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、

神奈川県町村情報システム組合への負担金で79万1,000円の減額でございます。

2項1目賦課徴収費につきましては、通信運搬料を21万円減額するものでございます。

3項1目認定調査費の11節役務費につきましては、主治医意見書作成件数の減により19万2,000円を減額するものでございます。

8節旅費は、認定調査員の旅費を4万3,000円減額するものでございます。

2目認定審査会共同設置費につきましては、額の確定により認定審査会事務局である南足柄市への負担金を200万円増額するものでございます。

2款1項1目の介護サービス給付費につきましては、支出の見込みから居宅介護サービス給付負担金から、24ページ、25ページをお開きください。地域密着型サービス給付負担金までそれぞれ増減額するものでございます。

2項1目の介護予防サービス等給付費につきましても、支出の見込みから、介護予防サービス給付負担金から地域密着型介護予防サービス給付負担金まで、それぞれ増減額をするものでございます。

3項1目の審査手数料は、国保連に支払う審査手数料を10万円減額するものでございます。

4項高額介護サービス費から6項高額医療合算介護サービス費につきましても、支出の見込みからそれぞれ増減額するものでございます。

26ページ、27ページをお開きください。

3款1項1目の介護予防・生活支援サービス事業費につきましても、支出の見込みから第1号訪問事業につきましては77万円の減額を。第1号通所事業につきましては321万円の増額を。高額介護サービス相当事業につきましては1万円をそれぞれ増減額するものでございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費につきましても、支出の見込みから地域包括支援センターが担当する介護予防プランについて、17万円を増額するものでございます。

2項1目の一般介護予防事業費は、介護予防教室に係る講師謝金委託料、看護師等従事者の報酬、65歳以上介護ボランティアポイント制度登録者への謝礼をそれぞれ減額するものでございます。

28ページ、29ページをお開きください。

3項1目の包括的支援事業費につきましては、地域包括支援センター運営委託料を人事院勧告による給与改定分など、116万6,000円を増額するもので、生活支援体制整備事業の旅費は特段参加を要する研修がなかったため、8,000円を減額するものでございます。認知症地域支援ケア向上事業につきましては、認知症カフェにおける講師謝金を減額するものでございます。会計年度任用職員経費は、生活支援コーディネーターに係る報酬と社会保険料を減額するものでございます。

2目任意事業費は、成年後見制度利用支援事業につきましては、令和7年度中の支払いの見込みにより34万7,000円を増額するものでございます。介護相談員事業につきましては、実施の見込みから報償費、旅費を減額するものでございます。

5款1項1目の介護給付費基金積立金につきましては、保険料等充当残等を積み立てるものでございますが、110万5,000円の減額をするものでございます。

30ページは給与費明細書です。後ほどお目通しください。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第19号について質疑に入ります。  
それでは、質疑のある方はどうぞ。  
質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第19号を採決いたします。  
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第19号は原案どおり可決されました。  
日程第6、議案第20号 令和7年度山北町商品券特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。  
提案者の説明を求めます。  
町長。

町長 議案第20号 令和7年度山北町商品券特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度山北町の商品券特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

繰越明許費。

第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和8年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、繰越明許費を設定する必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 それでは、議案第20号 令和7年度山北町商品券特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

32ページをお開きください。

第1表、繰越明許費でございます。

1款商品券売払い費、1項商品券売払い費。商品券売払い事業2億3,630万1,000円につきましては、プレミアム付商品券に係る経費として国の補正予算により繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第20号について質疑に入ります。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議ないので、議案第20号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

（挙手多数）

議 長 挙手多数。よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第32号 指定管理者（公募施設）の指定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第32号 指定管理者（公募施設）の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を別紙のとおり指定するものとする。

令和8年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、山北町立きのご園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明させます。

議長 企画総務課長。

企画総務課長 それでは、議案第32号 指定管理者（公募施設）の指定について御説明申し上げます。

今回の指定管理者の公募につきましては、令和8年1月29日に開催いたしました、山北町指定管理者選定委員会におきまして選定したものでございます。

1枚おめくりください。

山北町公の施設の指定管理者（公募施設）の指定について。

1、管理を行わせる公の施設の名称 山北町立きのご園。

2、指定管理者となる団体の名称 山北町森林組合。

3、指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。

説明は以上となります。

議長 説明が終わりましたので、議案第32号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長 御異議ないので、議案第32号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

（全員挙手）

議長 挙手全員。よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第33号 指定管理者（非公募施設）の指定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第33号 指定管理者（非公募施設）の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を別紙のとおり指定するものとする。

令和8年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、山北町立山北第2児童館、山北町立向原児童館、山北町立ふるさと直販加工所及び山北町立共和のもりセンターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 それでは、議案第33号 指定管理者（非公募施設）の指定について、御説明申し上げます。

今回の指定管理者の公募につきましては、令和8年1月29日に開催いたしました山北町指定管理者選定委員会におきまして選定したものでございます。なお、非公募施設とは施設の設置目的や特殊性から特定の団体が適していると認められた施設で、今回の施設につきましては地域密着型で地域の団体に管理を特定することが適しているとしたものでございます。

1枚おめくりください。

山北町公の施設の指定管理者（非公募施設）の指定について。

今回は、四つの施設につきまして提案するものでございます。

まず一つ目になります。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称 山北町立山北第2児童館。
- 2、指定管理者となる団体の名称 山北連合自治会第1ブロック。
- 3、指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

二つ目になります。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称 山北町立向原児童館。

2、指定管理者となる団体の名称 向原連合自治会。

3、指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

続きまして。

1、管理を行わせる公の施設の名称 山北町立ふるさと直販加工所。

2、指定管理者となる団体の名称 山北町ふるさと直販加工組合。

3、指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

続いて、最後四つ目になります。

1、管理を行わせる公の施設の名称 山北町立共和のもりセンター。

2、指定管理者となる団体の名称 共和連合自治会。

3、指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第33号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第33号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了しましたので散会いたします。

なおこの後、福祉教育常任委員会に付託されました新規条例の審査を行いますので、401会議室にお集まりください。(午前10時55分)